

熊本県知事 蒲島郁夫様

2013年11月29日

日本共産党熊本県委員会

委員長

久保山啓介

県議会議員

松岡徹

直面する県政の重要課題解決への提言、来年度県予算編成についての要望をいたします。ご検討、ご配慮のほど、よろしくお願いいたします。

<直面する県政の重要課題について>

1、水俣病問題の解決

2013年4月の最高裁判決、6月の「ノーモアミナマタ第2次訴訟」の提訴、11月の公害健康被害補償不服審査会裁決は、これまで国、熊本県が進めてきた水俣病対策の根本的な転換を求めているものです。

現時点で鋭く問われているのは、水俣病患者・被害者を様々な手段を弄して切り捨て、水俣病問題の解決をさらに困難にするのか、水俣病患者・被害者を一人残らず救済し、水俣病問題の真の解決を目指すのか—ということです。

どちらの立場に立つかどうか。知事の人として、政治家として、学者としての真価が問われています。

- ①1977年の認定基準を見直し、すべての水俣病患者・被害者を救済する恒久的対策を確立すること。そのために、熊本県としての立場、方針を明確に示し、水俣病患者・被害者と被害者団体との協議も進め、国の政策転換をはかること。
- ②不知火海沿岸住民の健康調査を国とともに実施すること。
- ③地域と年代による「線引き」を見直すこと。

2、立野ダム中止、河川改修、「世界の阿蘇」を世界の「文化遺産」「ジオパーク」に

立野ダム建設は、「熊本の宝」である「世界の阿蘇」の環境をこわし、世界ジオパーク認定、世界文化遺産登録を妨げます。立野ダム建設を糊塗して世界文化遺産になっても、5年ごとの審査で失格となり、阿蘇と熊本県は、後世に響く大きなダメージを受けることになりかねません。

堆積土砂により白川を汚染します。想定外の洪水に対しては調整不能であり、流入量をそのまま下流に流し、甚大な被害をもたらします。放流する穴は5m×5mで、流木、岩石、草木等で詰まったり、遮蔽され、効果を失い、さらに大きな被害をもたらします。

ダム建設のための県負担金は、現在の事業費・917億円でも300億円近くになり、県の財政を圧迫します。

①ダム以外の治水対策を

河川改修、遊水地、輪中堤、道路・宅地のかさ上げなどのダム以外の治水対策をさらにレベルアップさせ、具体化し推進すること。

5年間の期間で、現在進められている治水対策の安全度をさらに高めるために、未来大橋から立野区間を河川整備計画に組み入れ、河川の拡幅、遊水地などの具体化をはかること。

②約300億円は、ゼネコン儲けの巨大ダムではなく、くらし・福祉・教育、公共施設の維持修繕へ

全国最低の少人数学級、子ども医療費無料年齢など、くらし、福祉、教育の充実が求められています。立野ダムへの巨額の県費支出は、県財政をさらに悪化させ、今でも遅れている地方自治体として本来やるべき施策をさらに圧迫・抑制することになります。立野ダムは中止し、「県民の幸福」のために活かすべきです。

県所管の社会資本(道路、橋梁、港湾、河川護岸、海岸、住宅、学校など)の老朽化対策を急がなければなりません。

公共投資は、ゼネコン儲けの巨大ダムではなく、地元還元され、還流する、こうした施設の維持修繕、管理の費用に回すべきです。

③「ダムによらない治水・利水を考える県議の会」主催の「国交省の説明を聞いて、立野ダムを考える集い」での説明要請に対して、国交省立野ダム工事事務所は説明を断りました。理由は、「インターネットで説明している」「県、市町村という役所からの要請には答えているが、他は対応していない」というものです。「立野ダム賛成」を表明している行政以外はシャットアウトというもので、国民に対する説明責任、行政の公平性を否定するものです。

県として是正を求めています。

立野ダム建設推進を表明している県として、自ら県民への説明責任を果たすことを求めます。

県主催の「立野ダムを考える」場を設定し、国交省に説明と質疑への対応を求めています。

④知事として、中止を決断し、国土交通省に働きかけられるよう、改めて求めます。

3、球磨川のダム以外治水対策について

「ダムによらない治水を検討する場」(以下「検討する場」)幹事会が、11月21日開かれました。流域自治体から、「100分の1の安全度」「80分の1の安全度」を求める要望書が出されるなど、「ダムなし治水は限界がある。やはり川辺川ダムが必要だ」との議論に逆戻りする危険があります。今こそ知事が「川辺川ダム中止」を表明した「原点」にかえり、県民に依拠して、着実に実績を積み上げていくことが重要です。

①あらためて、「球磨川は宝」との価値観を基本に、地域をとらえ、現在から未来を展望し、「川辺川ダム中止」を表明した2008年9月11日の知事発言を、流域住民、流域自治体、県民が共有することが求められています。そのためには、知事、熊本県が揺るがず、この立場を堅持しつつ、この5年間の「ダム以外治水」の実績、到達についても、流域住民、県民に明らかにしていく必要があります。

②「ダム以外治水を極限までの追求すること

過日の「申し入れ」と重なりますが、知事は、「川辺川ダム中止」発言のなかで、「住民のニーズに応えうる『ダムによらない治水』のための検討を極限まで追求される姿勢で臨むよう、国土交通省に対し強く求めていきたい」と述べています。

しかし、国土交通省は、極限まで追求したとは到底言えません。

ダム以外治水を極限まで検討するよう、特に人吉、球磨村の対策強化を国に求めること

1一人吉市内の堤防嵩上げ・補強、遊水地など

*堤防（パラペット含む）嵩上げ・補強を、実現可能で、効果的な治水対策として積極的に位置づけるべきです。景観などに留意しての嵩上げ、補強を国に求めること。遊水地確保に全力をあげること。

2一中川原公園を撤去することによる水位低下を検討し、明らかにするよう求めること。そのうえで人吉市民の意向把握を国・県・市で実施すること。

3一瀬戸石ダム撤去による水位低下を検証するよう求めること。

4一ソフト対策についての具体化を進めること。

5一 2008年10月の金子国土交通大臣（当時）と知事の合意に沿って、やるべき治水対策（人吉橋左岸下流部分など）について、国が積極的に予算を組み、スピーディに進めるよう求めること。

③ダムなしの河川整備計画を急ぎ取りまとめ策定するよう、国に求めること。

④「ダム中止特措法」の早期制定を国に求めること。

4、瀬戸石ダムを撤去し、清流球磨川、八代海の再生を

来年3月、瀬戸石ダムは水利権の更新をむかえます。荒瀬ダムの開門によって、球磨川下流域、八代海の環境改善が顕著にみられます。荒瀬ダムに続き、瀬戸石ダム撤去によってこそ、清流球磨川は蘇ります。

①荒瀬ダム撤去にいたる検証、データ等にもとづいて、瀬戸石ダムについて、県としての分析、検証を実施すること

②「球磨川は宝」という立場に立って「撤去」を表明すること。

5、諫早排水門を開門し、宝の海の再生を

長崎地裁は、開門さし止めを命ずる仮処分決定をしましたが、5年間の開門を命じた福岡高裁判決（2010年12月）は確定しており、その期限は12月20日と迫っています。国はこれまで「どんな判決が出て開門は揺るがない」と明言し

ており、直ちに準備を行い、開門義務を履行すべきです。

福岡高裁判決にもとづく開門のために、県としても全力をあげることを求めます。

<来年度県予算への要望及び県政への提言>

1、くらし・福祉優先の予算、施策を

①国保

市町村国保の広域化について、国に見直しを求めること。

国に対して、国保への国庫負担の大幅増額を求めること。

国民健康保険料・税の軽減のための市町村への援助を。

滞納を理由にした差し押さえ、資格証明書、短期保険証発行などは行わないよう、市町村、後期高齢者広域連合に求めること。

②介護

高齢者・利用者・住民の立場にたった地域包括ケアシステムを。

介護保険法改訂に伴う、訪問介護の生活援助時間区分の見直しなどの影響調査を実施し、利用者・施設に対してマイナスとなる点については、国に改善策を求めること。

要支援者の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームの入所者の制限（要介護3以上）などについては、中止を国に求めること。

介護保険料の負担軽減を。

介護職員等による痰吸引等研修について、受講機会を増やす措置（研修回数、定員増）を。

介護報酬の大幅な引き上げをはじめ、実効ある処遇改善策、介護保険財政への国庫負担増を国に求めること。

③生活保護

生活保護基準を引き下げた大臣告示（2013年5月16日）を撤回し、元に戻すこと、生活保護改悪の中止を国に求めること。

老齢加算の復活を国に求めること。

生活保護窓口での対応を改善すること（生活保護の相談者に申請意思の有無を確認し、申請意思表明者には速かに申請書を渡すこと。生活保護申請用紙はカウンターに置くことなど）。

生活保護決定通知書については、生活保護基準、その他の扶助基準、加算関係、勤労控除額、一時扶助、収入認定等の明細枠を設け、決定額がわかるように改善すること。

生活保護行政担当者の増員、福祉資格取得者の採用推進を

子育て中の保育園への送迎、児童のクラブ活動、買い物などのために自動車が必要

要な場合は保有を認めること。

エアコンを一時扶助で支給すること。

④こども・子育て

医療費の中学校までの無料化を。計画的に拡充すること。

新婚、子育て、母子・父子家庭への民間住宅家賃補助制度の創設、県営住宅への入居枠の拡大を。

保育料の引き下げ、待機児童の解消など公的保育の拡充。こども子育て支援法による公的保育の放棄、後退がなされないようつとめること。

⑤障がい者

重度心身障害者（児）医療補助については、現物給付にすること。助成対象を拡大すること。

「障害者権利条約」批准を受けて、国内法整備を国に求めること。県としても施策の充実を図ること。

⑥アスベスト

建設産業従事者のアスベスト被害の実態調査を実施すること。民間建築物にかかるアスベスト撤去費用に対する県補助金を創設すること。すべての被害者、家族への補償、救済策を国に求めること。

2、ブラック企業対策をはじめとする労働・雇用対策

①ブラック企業の実態調査を実施すること。

②ブラック企業相談窓口を特別に開設すること。

③労働局との連携などによるブラック企業への是正・改善の働きかけを行うこと。

④県の指定金融機関である肥後銀行の労働法違反行為に対しては、指定金融機関取り消しも含む強い姿勢でもって、改善および再発防止を求めること。

⑤国に対して、ブラック企業根絶の法整備を求めること。

（なお、日本共産党は、開会中の臨時国会に「ブラック企業規制法案」（別紙）を提出しています）

⑥県職員の労働条件の改善。非正規の待遇改善、正職化を進めること。

⑦進出大企業の工場閉鎖等の対策

パナソニック鏡工場閉鎖、ルネサスエレクトロニクス錦工場「閉鎖」「譲渡」計画、大津工場の「譲渡」、ルネサスマイクロシステム九州事業所(益城町)の「閉鎖」、ホンダソルテック（大津町）の「閉鎖」発表等々、県内進出大企業の一方的な撤退、撤退計画の発表が相次いでいます。

誘致大企業の身勝手な労働者のリストラ、工場閉鎖などの中止を求めること。工場進出の際の協定等によって、一方的な撤退、リストラに歯止めをかける制度的対策を講じること。国に法整備を求めること。

⑧限定正社員、ホワイトカラーエグゼンプション、派遣労働の一層の緩和など、「労働の規制緩和」の名の下での改悪を中止するよう求めること。

⑨中小企業への援助を抜本的に強化し、最低賃金を大幅に引き上げ、全国一律最低賃金制確立を求めること。

3、教育・勉学条件の改善

①全国最低の少人数学級実施の状況を直視し、早急に拡充をはかること。

②教職員の過密過重勤務の善を進めること。

③教室の冷暖房の促進

④年収350万円未満の世帯の私立高校学費の無償。

⑤県立高校再編計画については、前期・中期計画の検証を行うこと。検証の内容を公表し、地域住民、父母、生徒、学校関係者、学識者などを入れた協議を実施すること。後期計画は、凍結し、関係者地元の意見聴取の徹底を優先すること。

⑥障がいのある子どもの教育条件のさらなる改善・整備を。特別支援学級加配を復活すること。

⑦県立中学校での公民教科書副読本の使用を中止すること。

⑧芸術・文化、スポーツの振興にさらに力を入れること。

近代文学館については、設立の趣旨を尊重した拡充につとめること。県立古文書館、歴史博物館についての基本構想を策定すること。

県立劇場のトイレの改善、エレベーターの増設、音響の改善などをはかること。

4、循環型地域経済政策の推進で、地域経済を元気に

①地域経済をこわす、T P P参加、消費税の増税の中止を求めること。

②住宅リフォーム助成制度を実現すること。

③小規模な修繕・公共工事「希望者登録制度」で地元業者に発注すること。

④「公契約条例」の制定を。

⑤大型公共事業を見直し、特別養護老人ホーム・保育所や学校などの整備・増設、防災対策で、仕事と雇用を増やすこと。

⑥通学路・生活道路の整備、道路・橋の維持・修繕を予防保全の立場から積極的に取り組み、仕事と雇用を増やすこと。

⑦大学・高校新卒者の県内での就職、青年の雇用対策を強めること。

⑧農林水産業を基幹的産業として戦略的に位置づけ、食の安全、環境など地域社会の基盤として振興する。

市町村、専門家と連携し、鳥獣被害対策を強ける。

林業を木材生産、水源涵養、国土保全などの面で重視し、流通・加工対策、県産在の公共事業、民間での活用、間伐材のバイオ燃料化などの対策を一層強化すること。

水産業振興では、水産物価格の保障策を国に求めること。有明海・八代海の再生をはかること。

⑨従来型の呼び込み型の大企業誘致、大型開発から、中小企業、農林水産業振興を

基本とする内発型の経済政策への転換をはかること。

県中小企業振興基本条例にもとづく施策を拡充すること。大型店の出店規制をより効果的なものに改め、国に法整備を求めること。

中小商工業振興予算を大幅に増額すること。金融円滑化法廃止に伴う被害・後退が生じないようにすること。

⑩「買い物難民」問題が深刻化しており、高齢者、障害者が、買い物ができる商店、商店街、「移動販売」等の整備・育成をはかること。

⑪小水力・風力・太陽光・バイオ・地熱など自然エネルギーの推進で、地域の雇用拡大、経済の活性化をはかること。

5、原発ゼロ、自然エネルギーの本格的推進

①熊本県として「原発ゼロ」を宣言し、国に決断を求める。

②原発の再稼働、新增設の中止、老朽原発の廃炉を、九電・国に求めること。

③原発事故による放射能の測定、医療、除染などの体制を整備すること。九電との防災協定を締結すること。

④水力、風力、太陽光、地熱など自然エネルギーの導入に一層力を入れること。潜在的な可能性に比しても、太陽光などに比しても大きく遅れている小水力発電の促進をはかること。熊本港の遊休地にメガソーラーを建設、誘致すること。

⑤節電、省エネの促進、24時間型社会の見直しをさらに進めること。

6、災害に強い、安心・安全な熊本・地域づくり

①天井、照明器具、外壁（外装材）、窓・ガラス、内壁（内装材）、設備機器、テレビ、収納棚、ピアノなど非構造部材含む学校施設、公共施設、病院、住宅の耐震化促進を。

②住宅耐震診断、耐震化助成の復活・充実。

③地震・津波対策をはじめ安心安全の防災の地域づくり。災害からの復旧・復興のための担い手・組織の育成—消防、自主防災組織の育成強化、建設業者・建設産業の保全・育成。

④消防の広域化（全県4ブロック）については、地域の意見、批判に留意し再検討する。

⑤防災備蓄倉庫の拡充、地域の防災訓練など、日常の地域防災力を強化する。

⑥道路「信号機」の増設は急務であり、県民の安心・安全という見地から、予算の大幅増額をはかること。

7、警察行政

①信号機の設置をはじめとする交通安全のための施設整備は急であり、関係予算を大幅に増額すること。

②経済事犯（ヤミ金、振り込め詐欺、架空請求等）、薬物犯罪（大麻・覚せい剤・

MDMA・脱法ハーブなど)、銃器犯罪、ストーカー犯罪など、犯罪が多様化し、県民の安心・安全のための市民警察としての県警察の役割・責務は高まっており、地域警察官の割合を高めるなど体制整備をはかること。

8、ムダづかい、不公正な公費支出の改革、財政の立て直し

①県財政を圧迫し、県民負担となる、ゼネコン儲けの立野ダムは中止し、地元の経済強化に直結する「ダム以外の白川治水対策」を推進すること。

熊本港については、八代港との役割分担、費用対効果の検証を行い、「人流」を軸に、県民、熊本市民に親しまれ、利用される港をめざす。

②不公正・多額の同和関係団体補助金は廃止する。

③予算の基本を、福祉、くらしを守り、新しい仕事と雇用をつくりだし、地域を元気に、くらしと地域経済を豊かにしていくことに重点をおいて編成すること。

④地域循環型経済の推進で、くらしと地域経済を活性化し税収増をはかること。

<国政課題について>

1、特定秘密保護法について

「特定秘密保護法案」は、政府が「特定秘密」を指定し、「秘密を漏らす人」「秘密を知ろうとした人」「共謀」「教唆」「扇動」などを厳罰にするとというもので、公務員だけでなく、すべての国民が対象です。「秘密保護法」違反で逮捕され、裁判が行われる際も「特定秘密」は開示されず、何によって裁かれているかも不明なまま重罪にされます。

「安全保障のためなら、秘密にして当たり前」という論がありますが、安全保障にかかわる問題こそ、可能な限り、最大限、国民に明らかにすべきです。戦前、ウソの情報で侵略戦争に国民を駆り立てたこと、「大量破壊兵器」を口実にしたイラク戦争への派兵など、歴史の教訓に学ぶべきです。

「米軍とともに海外で戦争をする国」にするために、国民の目と耳と口をふさぐ特定秘密保護法は、「修正」ではなく廃案にすべきです。

日本弁護士連合会、日本ペンクラブ、テレビのキャスター、出版人、演劇人、憲法・メディア法・歴史学者、外国特派員協会、国際ペンクラブ等々が反対を表明しています。知事の勇気ある態度表明を求めます。

2、環太平洋連携協定（TPP）交渉について

環太平洋連携協定（TPP）交渉は大詰めの段階です。

安倍晋三政権は、コメ、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖の5項目は関税を撤廃しない「聖域」とし、「国益は守る」として交渉に参加しました。ところがアメリカの強い圧力のもと、政府はすでに5項目の自由化にも踏み込んでいます。

TPP交渉が、安倍首相のいう、「強い交渉力」で「国益」を守れる、というものではないことが明白になったもとの、交渉を進めることは「国益」に反します。

TPP交渉から撤退するよう、国に強く求めるべきです。

3、消費税の8%への増税は中止を

8兆円を超える史上最大の大増税です。増税で、深刻な景気悪化となります。政府もこれを認め、「景気対策」として6兆円を示しています。景気の悪化を防ぐ最大の景気対策は、消費税増税の中止です。

安倍内閣がすすめるとした「経済対策」自体も問題です。大型公共事業の追加とともに、復興特別法人税の廃止や投資減税などの大企業減税が大半を占めており、法人税率の引き下げについても「早期に検討を開始する」なっています。

社会保障の連続改悪が進められており、消費税増税が、社会保障のためでないことも明瞭になってきました。

働く人の月給が連続で減り続け、国民の所得が大きく減少したもとの大増税は、暮らしと景気をこわし、税収を減らし、さらなる財政悪化ももたらします。地域経済にも甚大な被害をもたらします。増税による税収増が地方財政増に単純につながるものではなく、むしろ地方財政は、地域経済悪化等のために税収減となりダメージを受けることとなります。

消費税8%増税に対して、知事として、「ノー」の表明を求めます。

4、原発再稼働などについて

いまなお15万人が避難生活を余儀なくされ、福島第1原発の放射性物質を含んだ汚染水の海への流出が大問題になっています。「核のゴミ」処理のめども全くありません。こうしたなかでの再稼働などありえないことです。

小泉純一郎元首相さえも、「原発ゼロ、自然エネルギーへの転換」を訴えています。

知事はこれまで、原発問題、自然エネルギーについて再三言及され、県として、自然エネルギーへのとりくみも強められてきました。

九州電力の川内原発1・2号機、玄海原発3・4号機の再稼働に対して、知事として反対表明をされるよう求めます。「脱原発」「自然エネルギー」について、全国にも積極的に発信されるよう要望します。

5、「社会保障プログラム法案」に反対を

昨年、税と社会保障の一体改革関連法案の審議最終盤、自民・公明・民主3党によって突然持ち出された社会保障制度改革推進法を根拠とし、目標年次と方向性を列挙する法案です。そのためプログラム法案と呼ばれています。

推進法は、社会保障は個人と家族の責任、負担がなければ給付なしを基本原則とし、公費投入の抑制、負担増と給付の削減を方向づけています。

国民に「自助・自立」をことさらに求めることは、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めた憲法25条に著しく背くものです。

少子化対策、医療、介護、年金の4分野について検討項目と「改革」の行程、実施するために必要な法案提出時期を明示し、政府に実施を義務付けており、将来の議論をしぼるものです。

「改革」の中身は、国民に痛みを押し付けるものです。150万人の要支援者の介護保険外しや特別養護老人ホームからの追い出し、利用料の倍加、高齢者医療の窓口負担増、デフレ下での年金のマクロ経済スライド導入や、支給開始年齢の引き上げなど改悪メニューが並べられています。

「住民福祉の増進を基本とする」地方自治体の長として、社会保障に対する国の責任を放棄し、社会保障を大きく変質させる法案は廃案にすべきことを強く求めるべきです。